

N P O ・ ボ ラ ン テ ィ ア 団 体 と 行 政 と の
協働事業実績調査
(令和5年度分)

福 岡 県

目 次

I	福岡県内におけるNPOと行政との協働について	
1	はじめに	1
2	調査の概要	
(1)	実施概要	1
(2)	用語の定義及び協働の形態・分野	1
3	調査結果	
(1)	協働件数	4
(2)	協働形態	5
(3)	活動分野	6
II	参考	
1	福岡県におけるNPO法人の現状	7
(1)	認証法人数の推移	7
(2)	活動分野	8
2	調査票	
	記入要領	9

福岡県内における
NPOと行政との協働について

1 はじめに

今日、人口減少、高齢化が進み、地域コミュニティの機能低下が懸念される中、最近では自然災害の頻発、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、社会的課題が複雑化・多様化しています。

そこで、様々な領域で活動するNPO・ボランティア団体と企業、行政がそれぞれの役割分担の下でパートナーシップを形成し、協働することで地域の課題解決に取り組み、共に地域にとって必要なサービスの提供主体となる共助社会づくりを推進することが求められています。

本調査は、福岡県及び県内の市町村におけるNPO・ボランティア団体との協働事業を把握し、今後の協働の促進に向けた施策の参考とするため、平成14年度から毎年実施しています。

2 調査の概要

(1) 実施概要

実施：令和6年5月

対象：福岡県及び県内60市町村

回答率：100%

調査方法：電子メール

取りまとめた回答一覧はHPに掲載しています。

※福岡県のHP (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 内で
「令和6年度 協働事業実績調査」のキーワードで検索してください。

なお、掲載している事業は、下記の協働の定義により、県及び市町村において協働事業と判断され、回答されたものです。今後の事業企画及び実施の参考にしていただくため、協働事業の形態を広義に捉えて掲載しています。

(2) 用語の定義及び協働の形態・分野

協働という言葉には、統一的な定義がありません。本県では、「協働」を次のとおり定義します。

協働とは、ボランティア団体・NPO、行政、企業のそれぞれの主体性・自発性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること

(出典：平成15年3月「ボランティア団体・NPOと行政、企業との協働に関する基本指針（福岡県）」)

また、NPOに含まれる団体の範囲についても狭義から広義まであり、使い方は統一されていません。そこで、本県では、NPO・ボランティア団体を次のとおり定義します。

ボランティア団体・NPOとは、不特定かつ多数のものの利益の増進のため、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体

(出典：平成15年3月「ボランティア団体・NPOと行政、企業との協働に関する基本指針（福岡県）」)

NPO・ボランティア団体との協働には、様々な形態が考えられます。それぞれの事業に応じ、最も効果的な協働形態を選択することは、協働事業の可否に関わる重要な要因となります。

① 協働委託

行政がNPO・ボランティア団体に対し協働になじむ事業を委託する形態

＊本県では、NPO等と協働で委託事業を実施する場合を特に「協働委託」と呼び、通常の委託とは区別して考えています。

② 補助

NPO・ボランティア団体が主体的に行う公益性の高い事業に対し、その事業等を育成、助長するため金銭等を交付する形態

③ 実行委員会・協議会

NPO・ボランティア団体と行政で実行委員会・協議会を組織し、主催者となって事業を行う形態

④ 共催

NPO・ボランティア団体と行政が主催者となって共同で一つの事業を行う形態

⑤ 後援

NPO・ボランティア団体が行う公益性の高い事業に対し、行政の後援名義の使用を認めて支援する形態

⑥ 物的支援（公の財産の使用等）

公益性の高い活動を行うNPO・ボランティア団体に対し、公共の空き施設を提供することや、活動に必要な物品や用具等を支援する形態

⑦ 人的支援

NPO・ボランティア団体が行う活動に対し、職員の派遣等を行うことにより支援する形態

⑧ アダプトシステム

地域に密着したNPO・ボランティア団体がその地域にある道路や河川などの「里親」になって清掃や植生管理を行う。行政と協定書を結び、行政は必要な用具の貸与や損害保険の負担、活動団体の掲示などを行う形態

⑨ 事業計画段階への参加

事業検討の際にNPO・ボランティア団体から提案を受けるなど県民ニーズや協働事業に関する意見を求める形態

- ⑩ 情報交換・情報提供
双方が持っている情報を積極的に提供し、活用し合う形態
- ⑪ 指定管理
公の施設の管理運営を委ねる形態
- ⑫ その他
上記の形態に当てはまらない項目

また、NPO・ボランティア団体は様々な分野で活動しており、特定非営利活動促進法に基づく20分野についても併せて調査を行っています。

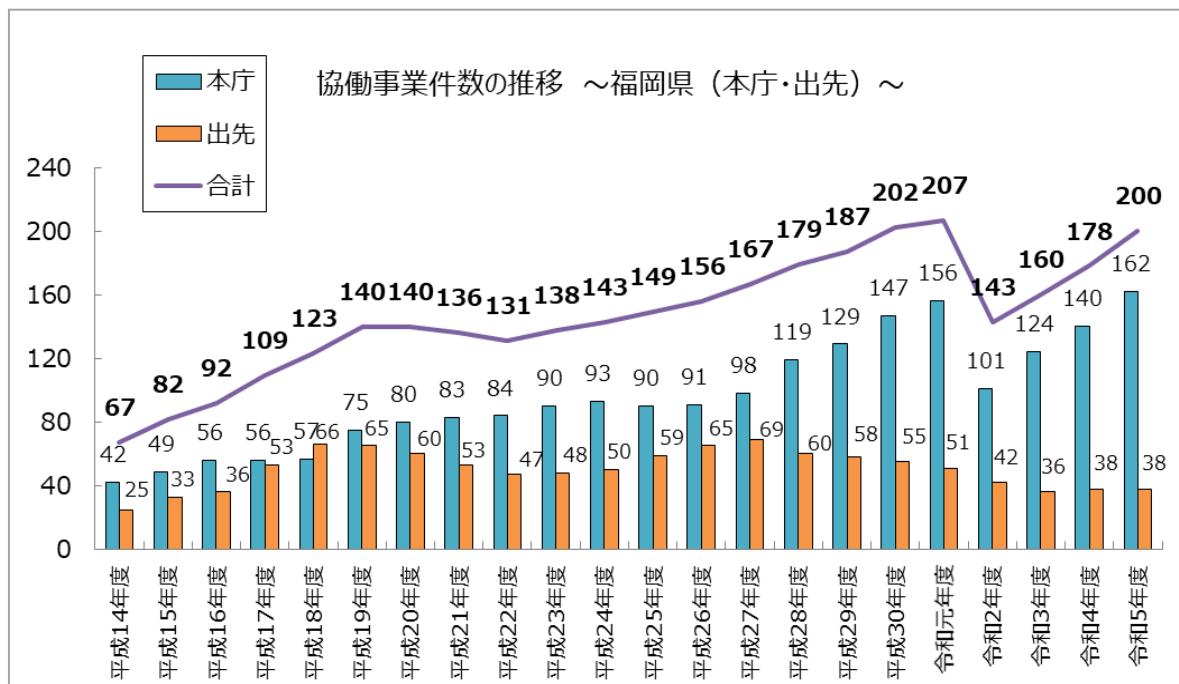
- ①保健・医療・福祉の増進
- ②社会教育の推進
- ③まちづくりの推進
- ④観光の振興
- ⑤農山漁村・中山間地域の振興
- ⑥学術・文化・芸術・スポーツの振興
- ⑦環境の保全
- ⑧災害救援
- ⑨地域安全
- ⑩人権擁護・平和推進
- ⑪国際協力
- ⑫男女共同参画社会の形成
- ⑬子どもの健全育成
- ⑭情報化社会の発展
- ⑮科学技術の振興
- ⑯経済活動の活性化
- ⑰職業能力の開発・雇用機会の拡充
- ⑱消費者の保護
- ⑲1～18の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
- ⑳その他

3 調査結果

(1) 協働件数

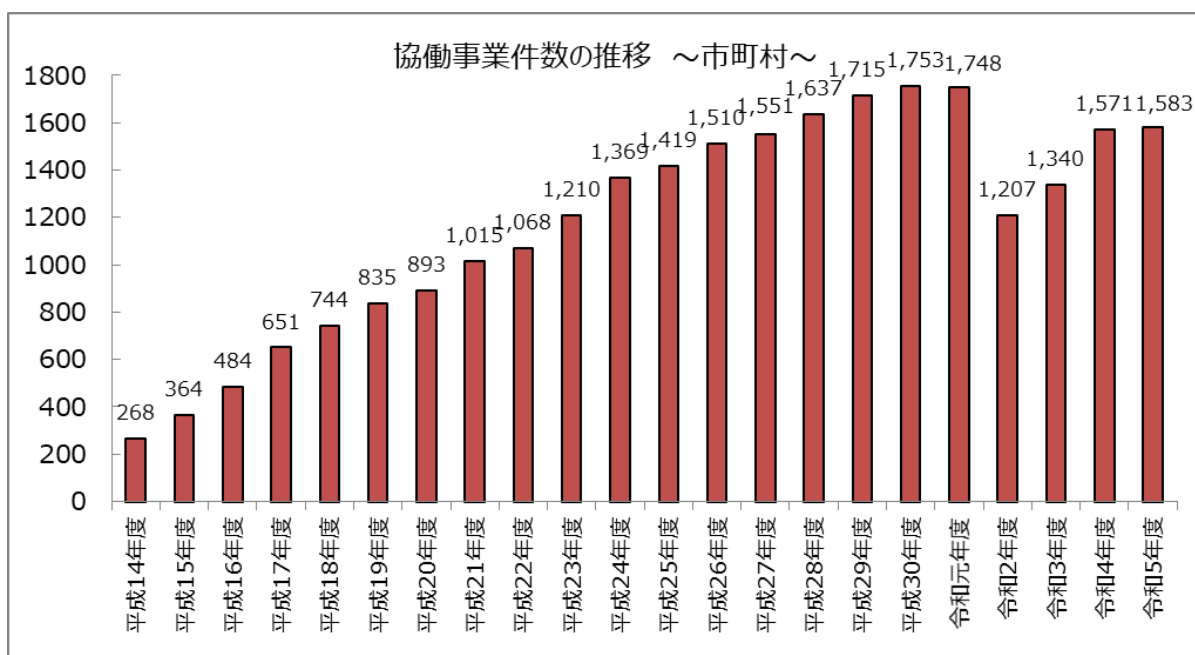
<県>

令和5年度の協働事業件数は、200件（本庁162件、出先38件）となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により協働で事業を行う機会が減少し、令和2年度に大幅に件数が減少しましたが、徐々に社会活動が再開したことから、件数が増加しています。



<市町村>

令和5年度の協働事業件数は1,583件で、県と同様に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大幅に減少していますが、令和4年度よりも件数は増加しています。



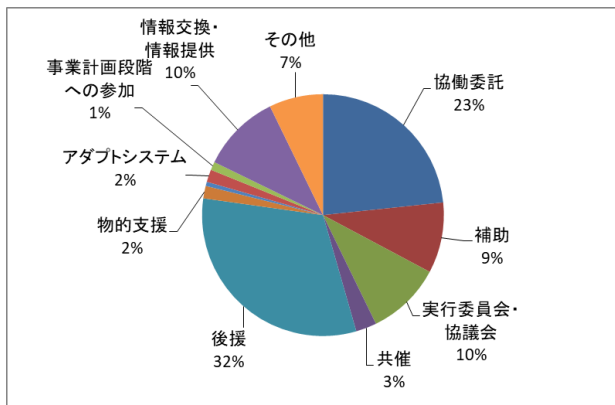
協働事業件数が少しずつでも回復するよう、NPOとの関係の維持や事業担当職員への協働の理解を深めるための研修・情報発信の充実が求められます。

(2) 協働形態

<県>

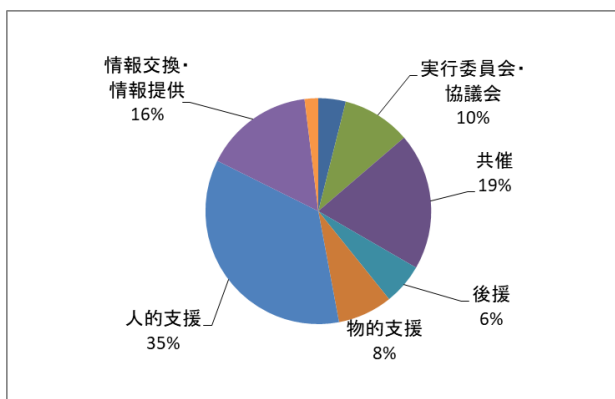
本庁 新型コロナウイルス感染症の影響もあり大幅に減少していた「後援」の件数は年々増加しており、今年度は57件と最も多く、全体の32%を占めています。また、出先機関に比べると、「人的支援」「共催」の割合が低いものとなっています。

協働形態(本庁)	
後援	57
協働委託	42
情報交換・情報提供	19
実行委員会・協議会	18
補助	17
その他	13
共催	5
アダプトシステム	3
物的支援	3
事業計画段階への参加	2
人的支援	1



出先 本庁では1件となっている「人的支援」が18件と最も多く、全体の35%を占めています。続いて「共催」「情報交換・情報提供」となっています。また、本庁では該当のある「補助」「事業計画段階への参加」「アダプトシステム」が、出先では0件となっています。

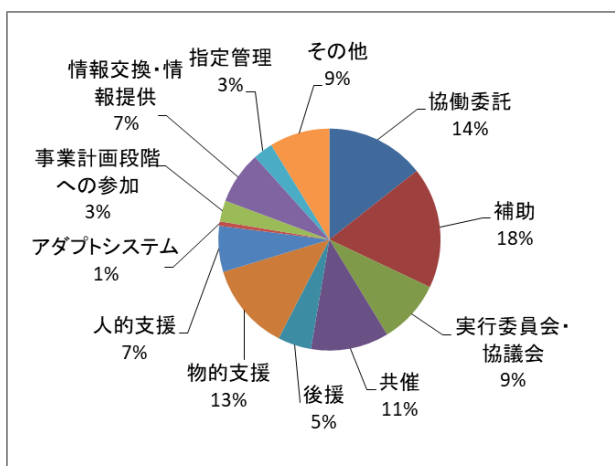
協働形態(出先)	
人的支援	18
共催	10
情報交換・情報提供	8
実行委員会・協議会	5
物的支援	4
後援	3
協働委託	2
その他	1



<市町村>

県にはない「指定管理」が67件あります。また「補助」の割合も県より高くなっています。

協働形態(市町村)	
補助	409
協働委託	333
物的支援	295
共催	263
実行委員会・協議会	215
その他	203
情報交換・情報提供	177
人的支援	155
後援	113
事業計画段階への参加	71
指定管理	67
アダプトシステム	15

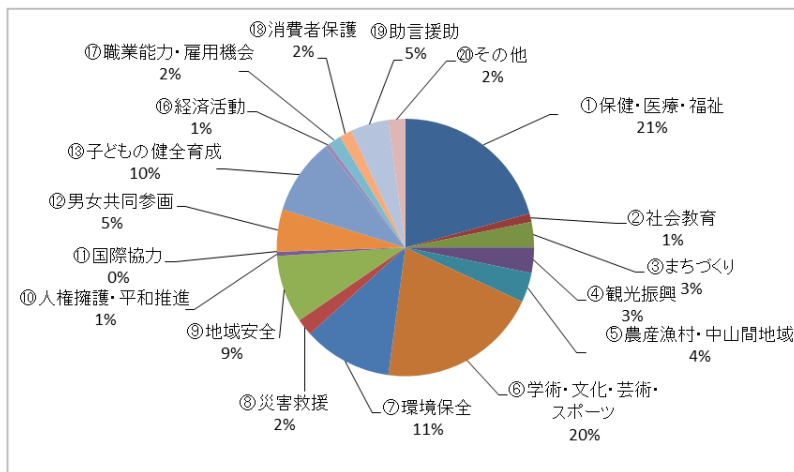


(3) 活動分野

<県>

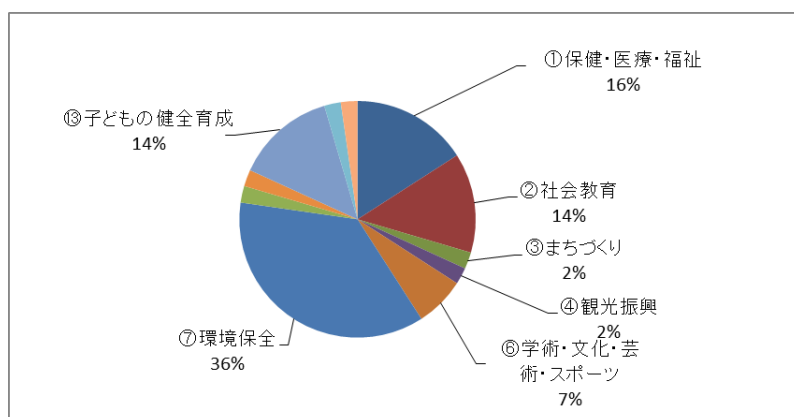
本庁「①保健・医療・福祉」が最も多く、続いて「⑥学術・文化・芸術・スポーツ」「⑦環境保全」となっています。また、出先機関に比べると、「②社会教育」の割合が低いものとなっています。

活動分野(本庁)	
①保健・医療・福祉	39
⑥学術・文化・芸術・スポーツ	38
⑦環境保全	21
⑬子どもの健全育成	18
⑨地域安全	16
⑫男女共同参画社会	10
⑲団体への助言・援助	9
⑤農山漁村・中山間地域	7
③まちづくり	6
④観光振興	6
⑧災害救援	4
⑫その他	4
⑰職業能力開発・雇用機会拡充	3
⑱消費者保護	3
②社会教育	2
⑩人権擁護・平和推進	1
⑯経済活動	1



出先 本庁に比べ、「⑦環境保全」の割合が高く、全体の36%を占めています。続いて「①保健・医療・福祉」となっています。また、本庁では該当のある「⑧災害救援」や「⑤農山漁村・中山間地域」等が、出先では0件となっています。

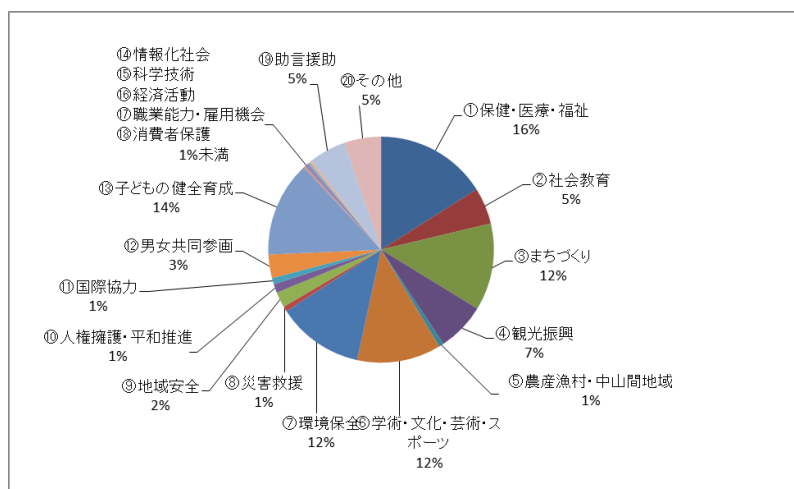
活動分野(出先)	
⑦環境保全	16
①保健・医療・福祉	7
②社会教育	6
⑬子どもの健全育成	6
⑥学術・文化・芸術・スポーツ	3
③まちづくり	1
④観光振興	1
⑨地域安全	1
⑫男女共同参画社会	1
⑰職業能力開発・雇用機会拡充	1
⑱消費者保護	1



<市町村>

県と同様、「①保健・医療・福祉の増進」「⑦環境保全」「⑬子どもの健全育成」の割合が高くなっているほか、「③まちづくりの推進」が12%と高い割合を占めています。

活動分野(市町村)	
①保健・医療・福祉	305
⑬子どもの健全育成	259
③まちづくり	237
⑦環境保全	236
⑥学術・文化・芸術・スポーツ	229
④観光振興	132
⑲団体への助言・援助	102
⑫その他	100
②社会教育	99
⑫男女共同参画社会	64
⑨地域安全	42
⑩人権擁護・平和推進	24
⑪国際協力	17
⑧災害救援	14
⑤農山漁村・中山間地域	13
⑯経済活動	13
⑰職業能力開発・雇用機会拡充	5
⑱消費者保護	5
⑭情報化社会	3
⑮科学技術	1



参考

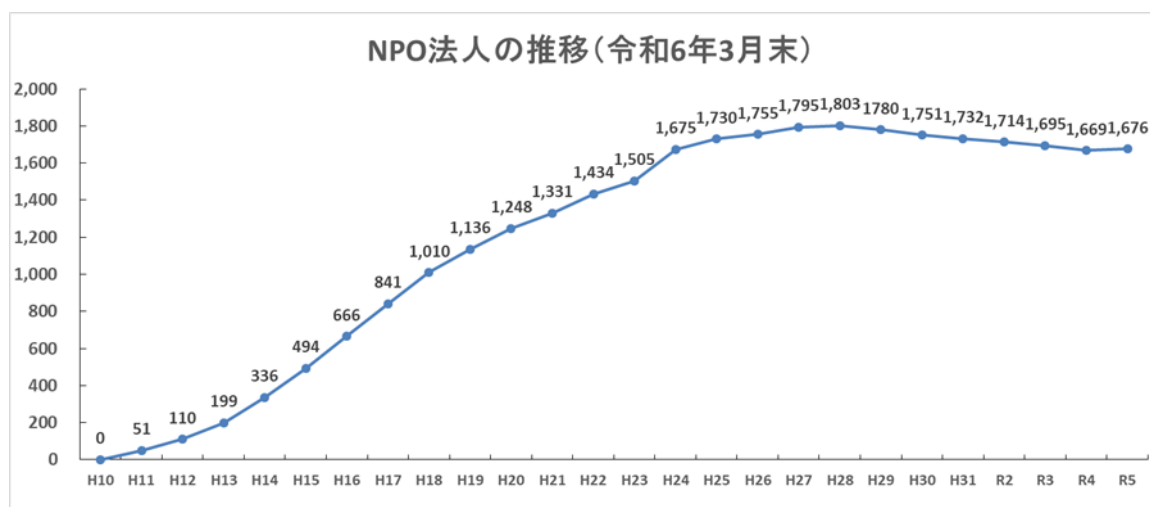
1 福岡県におけるNPO法人の現状

(1) 認証法人数の推移

福岡県内の認証法人数は、1,676 法人(令和 6 年 3 月末)であり、全国の法人数 49,949 (法人)の 3.3%を占めています。

都道府県単位で比べると、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、北海道、兵庫県、愛知県、千葉県に次いで 9 番目です。

なお、福岡県における認証法人数は、設立法人の減少及び解散法人の増加により、平成 29 年度に初めて減少に転じ、令和 4 年度まで減少していましたが、令和 5 年度は増加しています。



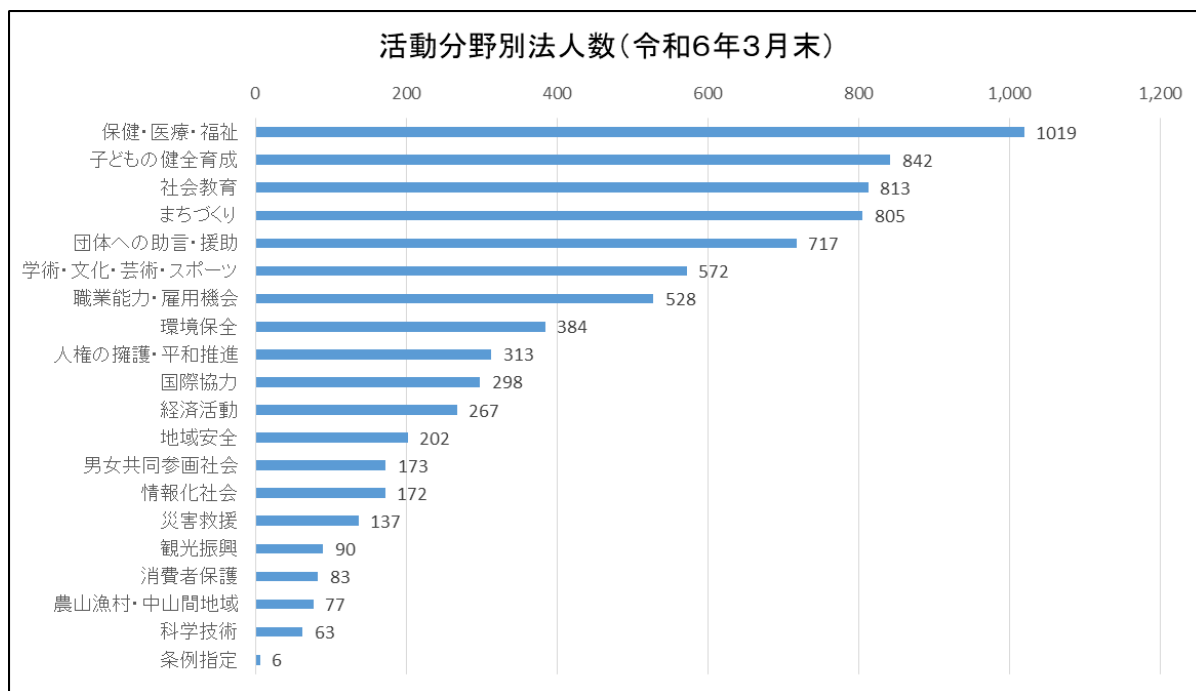
市町村別認証法人数（令和 6 年 3 月末現在）

市町村名	件数	市町村名	件数	市町村名	件数	市町村名	件数
福岡市	627	那珂川市	16	遠賀郡岡垣町	8	築上郡築上町	4
北九州市	304	福津市	15	朝倉郡筑前町	7	糟屋郡宇美町	3
久留米市	112	柳川市	14	三潆郡大木町	7	糟屋郡須恵町	3
飯塚市	48	大川市	14	八女郡広川町	7	鞍手郡鞍手町	3
糸島市	39	小郡市	14	田川郡川崎町	7	田川郡糸田町	3
太宰府市	37	朝倉市	14	みやま市	6	田川郡福智町	3
八女市	29	筑後市	13	糟屋郡篠栗町	6	遠賀郡芦屋町	2
宗像市	29	古賀市	13	京都郡苅田町	6	田川郡香春町	2
大牟田市	28	嘉麻市	12	京都郡みやこ町	6	糟屋郡久山町	1
大野城市	26	糟屋郡志免町	11	糟屋郡粕屋町	5	朝倉郡東峰村	1
春日市	23	豊前市	9	遠賀郡水巻町	5	三井郡大刀洗町	1
直方市	21	うきは市	9	遠賀郡遠賀町	5	田川郡赤村	1
田川市	21	中間市	8	鞍手郡小竹町	5	築上郡吉富町	1
筑紫野市	20	宮若市	8	嘉穂郡桂川町	4	築上郡上毛町	1
行橋市	17	糟屋郡新宮町	8	田川郡添田町	4	合計	1,676

(2) 活動分野

福岡県内の認証法人(1,676 法人)について、活動分野別にみると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を活動目的に掲げる法人が1,019 法人であり、全体の約60%を占めています。

そのほか、「子どもの健全育成を図る活動」、「社会教育の推進を図る活動」を活動目的に掲げる法人がそれぞれ842 法人(50.2%)、813 法人(48.5%)となっています。



2 調査票

(1) 記入要領及び記入例

別紙のとおり

※ 県、市町村、県警に対して調査を行っており、ここでは参考として、県への調査時に使用したものを掲載しています。

NPO・ボランティア団体と行政との 協働事業実績調査記入要領

1 調査目的

本調査は、福岡県及び県内の自治体におけるNPO・ボランティア団体との協働事業を把握し、今後の協働の促進に向けた施策の参考とするため実施するものです。

2 調査対象

NPO・ボランティア団体と協働して実施した事業（令和5年度実績）

<用語の定義>

○NPO・ボランティア団体

この調査における「NPO・ボランティア団体」とは、ボランティア団体や市民活動団体、特定非営利活動法人等の「自発的・継続的に社会的活動（活動の利益が専ら特定の個人や団体のためではなく、不特定多数の利益の増進に寄与するための活動）を行う営利を目的としない団体」をいい、公益法人等（一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農業協同組合、生活協同組合、共済組合等）を除きます。

○協働

この調査における「協働」とは、「NPO・ボランティア団体、行政、企業のそれぞれの主体性・自発性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合いながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること」と定義します。具体的な協働の例については、下記「5 協働の形態について」を御参照ください。

3 調査票の記入方法

別途記入例を参照のうえ、以下のとおり記入してください。

（1）事業の変更、終了、追加について

令和4年度実績（令和5年3月調査）の内容を入力していますので、令和5年度実績について、以下のとおり記入してください。

- ① 記載内容に変更がある場合は、朱書き修正（溶け込み）を行ってください。
- ② 以下の選択肢より「分類」欄を入力してください。

- ・新 規 … 新規事業又は記載漏れの新規掲載
- ・継 続 … 前回調査以前から掲載されている継続事業
- ・終 了 … 事業の終了
- ・NPO等なし … 事業は継続しているが、R5年度はNPO等との協働実績なし
- ・そ の 他 … その他の理由により実績なし

※備考欄に理由を記載してください。

※R5年度の実績として公表するものは「新規」と「継続」のみ

- ③ 新たに事業を追加する場合は、既存の行をコピーして該当箇所に挿入し、朱書きで内容を入力してください。なお、昨年度以前から継続して実施している事業の記入漏れ等がありましたら、追記してください。

(2) 「活動分野」と「協働形態」について

実施した事業が該当する活動分野及び協働の形態について、下記「4 活動分野について」及び「5 協働の形態について」の表を参照のうえ、記入してください。

(3) 「実績値」について

「協働形態」欄にて「協働委託」「補助」「指定管理」を記入した場合は、以下の例を参考に実績値を記入してください。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 協働委託：委託料、採択団体数、イベント等の開催回数・延べ参加者数・ 補助：助成金額、助成団体数・ 指定管理：指定管理料 | 等 |
|---|---|

なお、令和5年度実績集約中などの理由で記入が締切に間に合わない場合は、「未」と記入ください。後日改めて確認させていただきます。

(4) 「工夫した点」について

以下の例を参考に、事業実施の際に工夫した点について記入してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 役割分担が明確にできた・ NPOの独創的な発想を活かすことができた・ 事業に広がり生まれた・ 限られた資金の中で、効果を生むことができた |
|---|

(5) 「特に効果があった事業」について

他のモデルとなるような先進的な事例であると思われるもの、他自治体などに広く広報したい事業など、協働によって事業目的達成に高い効果があったものについては、「○」を入力してください。

「○」を入力していただいた事業については、協働のモデル事業として広報する候補にさせていただきますので、幅広にご紹介ください。

(6) 「担当者」について

担当者氏名と連絡先を記入してください。公開はせず、こちらから問い合わせをする際の参考とさせていただきます。

なお、担当者が事業実施時と回答時で異なる場合は、回答時の担当者を記入してください。

(7) 「更新/確認年月日」について

調査票が更新されているかどうかを確認するための項目になりますので、作業後、入力内容を更新/確認した年月日をご記入ください。

4 活動分野について

活動分野	説明
1	保健・医療・福祉の増進
2	社会教育の推進
3	まちづくりの推進
4	観光の振興
5	農山漁村・中山間地域の振興
6	学術・文化・芸術・スポーツの振興
7	環境の保全
8	災害救援
9	地域安全
10	人権擁護・平和推進
11	国際協力
12	男女共同参画社会の形成
13	子どもの健全育成
14	情報化社会の発展
15	科学技術の振興
16	経済活動の活性化
17	職業能力の開発・雇用機会の拡充
18	消費者の保護
19	1～18の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
20	その他

5 協働の形態について

協働形態	説明	実施例
協働委託	行政がNPO・ボランティア団体に対し協働になじむ事業を委託する形態	子どもの健全育成の活動を行うNPO・ボランティア団体に対し小学生向けの体験学習を実施する業務を委託。事業実施にあたり、行政は関係各所との連絡調整や広報を実施。NPO・ボランティア団体は事業の企画立案、運営全般を実施。
補助	NPO・ボランティア団体が主体的に行う事業に対し、その事業等を育成、助長するため金銭等を交付する形態	NPO・ボランティア団体の事業への経費助成を行う。
実行委員会・協議会	NPO・ボランティア団体と行政で実行委員会・協議会を組織し、主催者となって事業を行う形態	環境啓発に関するイベントの実行委員会にNPO・ボランティア団体が委員として参画する。
共催	NPO・ボランティア団体と行政が主催者となって共同で一つの事業を行う形態	児童虐待防止の啓発イベントを児童保護の取組を行うNPO・ボランティア団体と共催で実施する。
後援	NPO・ボランティア団体が行う事業に対し、行政の後援名義の使用を認めて支援する形態	NPO・ボランティア団体が実施するイベントへの後援を行う。
物的支援 (公の財産の使用等)	NPO・ボランティア団体に対し、公共の空き施設を提供することや、活動に必要な物品や用具等を支援する形態	NPO・ボランティア団体に対し、会議室の無償貸し出しを行う。
人的支援	NPO・ボランティア団体が行う活動に対し、職員の派遣等を行うことにより支援する形態	NPO・ボランティア団体が主催するフォーラムの受付補助をする。
アダプトシステム	地域に密着したNPO・ボランティア団体がその地域にある道路や河川などの「里親」となって清掃や植生管理などを行う。行政と協定書を結び、行政は必要な用具の貸与や損害保険の負担、活動団体の掲示などを行う形態	協定を結んだNPO・ボランティア団体に用具を貸し出し、河川敷地等の清掃を行ってもらう。
事業計画段階への参加	事業検討の際にNPO・ボランティア団体から提案を受けるなど県民ニーズや協働事業に関する意見を求める形態	・審議会等にNPO・ボランティア団体に参画してもらい意見を求める。 ・NPO・ボランティア団体からの政策・事業提案を募集する。
情報交換・情報提供	双方が持っている情報を積極的に提供し、活用し合う形態	NPO・ボランティア団体との意見交換会の開催
指定管理	公の施設の管理運営をNPO・ボランティア団体に委ねる形態	体育施設等の指定管理
その他	上記の形態に当てはまらない項目	・NPO・ボランティア団体が主催するイベントの広報協力 ・ボランティア募集の補助 ・NPO・ボランティア団体が実施する事業に対する関係機関との連絡調整

福岡県 人づくり・県民生活部 社会活動推進課
(コラボステーション福岡)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁舎1階

TEL：092-643-3938

FAX：092-643-3848

e-mail：kyodo@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県行政資料	
分類記号	行政コード
J B	5200116
登録年度	登録番号
06	0002